

## 大崎事件第三次再審請求棄却決定に対する会長声明

最高裁判所第一小法廷（小池裕裁判長）は、2019年（令和元年）6月25日、いわゆる大崎事件第三次再審請求事件（請求人原口アヤ子氏）の特別抗告審において、職権により、鹿児島地方裁判所の再審開始決定及び福岡高等裁判所宮崎支部の即時抗告棄却決定を取り消し、再審請求を棄却した。

大崎事件は、1979年（昭和54年）10月、原口アヤ子氏とその元夫、義弟の計3名で共謀して被害者を殺害し、その遺体を義弟の息子も加えた計4名で遺棄したとされる事件である。原口アヤ子氏は逮捕時から終始一貫して無罪主張したにも関わらず、確定審では「共犯者」とされた元夫、義弟、義弟の息子の自白や、自白で述べられた犯行態様と矛盾しない法医学鑑定、共犯者の親族の供述などを主な証拠として、原口アヤ子氏に対し、懲役10年の有罪判決が下された。

原口アヤ子氏は、第一次再審請求において、2002年（平成14年）3月12日、再審開始決定を勝ち取ったが、検察官による即時抗告により、同決定は取り消され、特別抗告審においても再審請求棄却は維持された。さらに、第二次再審請求においても、再審請求は棄却された。

しかし、2017年（平成29年）6月28日、鹿児島地方裁判所（冨田敦史裁判長）は、新証拠である法医学鑑定人、供述心理学鑑定人の証人尋問を行い、証拠開示についても積極的に訴訟指揮を行ったうえで、「殺人の共謀も殺害行為も死体遺棄もなかった疑いを否定できない」として、大崎事件について2度目の再審開始決定をした。これに対し、検察官は即時抗告を申し立てたものの、2018年（平成30年）3月12日、福岡高等裁判所宮崎支部（根本渉裁判長）は、これを棄却し、再審開始の結論を維持した。

ところが、今回、最高裁判所第一小法廷は、検察官の特別抗告には理由がないとしながら、職権により、原決定及び原々決定の各再審開始を取り消し、再審請求を棄却する決定を行った。

大崎事件においては、これまで3度にわたり再審開始を認める決定がなされている。そして、本決定も、検察官の特別抗告には理由がないものと判断されている。それにも関わらず、本決定は、最高裁判所が職権で、しかも、書面審理のみで再審開始決定を覆したものである。これは、再審開始決定においても「疑わしきは被告人の利益に」の原則が妥当するとした白鳥決定や財田川決定の趣旨を没却するものと言わざるを得ない。

最高裁判所第一小法廷は、検察官の特別抗告に理由がないとしたのであるから、再審開始決定を確定させたいという、事実認定の審理については再審公判の裁

判所に委ねるべきであり、無実の者の救済の機会である再審制度の根幹を揺るがすような決定を行ったことは、極めて遺憾である。

事件発生から40年もの歳月を経て、原口アヤ子氏も92歳と高齢になった。当会としては、原口アヤ子氏の再審開始そして無罪が早期に実現することを強く希求するとともに、取調べ全過程の可視化、弁護人の取調べへの立会権などの刑事司法制度のさらなる改革の実現を目指し、今後も努力を重ねていく所存である。

2019年（令和元年）8月9日

兵庫県弁護士会

会長 堺 充 廣